



株式会社脱炭素化支援機構の設立に向けた検討状況について

※脱炭素化支援機構は、国会に提出された地球温暖化対策推進法改正法案が成立した場合に、改正後の同法に基づき設立される機関であるため、現時点において設立が保証されているものではありません。環境省では、改正法案が成立した場合に備えて、設立に向けた準備を進めており、本資料はその検討状況を説明しているものです。

令和4年3月

環境省 地域脱炭素政策調整官室

機構設立のスケジュール・ステータス

- 脱炭素化支援機構の設立に向けて、国からの出資の財源となる財政投融资計画の閣議提出と機構の根拠法となる地球温暖化対策推進法改正法案の閣議決定に至っています。
- 脱炭素化支援機構は、国会に提出された地球温暖化対策推進法改正法案が成立した場合に、改正後の同法に基づき設立される機関であるため、**現時点において設立が保証されているものではありません。**環境省では、**改正法案が成立した場合に備えて、設立に向けた準備を進めており、本資料はその検討状況を説明しているものです。**

現在

時期	予定内容
令和3年8月末	環境省より令和4年度財政投融资要求
令和3年12月24日	令和4年度財政投融资計画を閣議提出
令和4年2月8日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 閣議決定
法案等成立後	設立（令和4年秋頃を予定）

機構設立の目的～リスクマネーの供給を通じて脱炭素ビジネスを拡大～

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて巨額の投資が必要となる中、財政投融資資金や民間資金を原資として“官民ファンドならではの”役割を果たし、意欲的な脱炭素関連事業に対してリスクマネーを供給することで、更なる民間投資を呼び込み、我が国全体の脱炭素ビジネスを拡大します。

【脱炭素事業への投資をめぐる主な課題】

民間投資の偏り

- ✓ 日本は欧米等と比較して脱炭素関連の取引が少ない。
- ✓ 高い収益構造が確立しているFIT太陽光以外の脱炭素事業への投資が十分でない。
- ✓ 大企業と中堅企業の取組に大きな開きがある。

開発に対する地域の不安

再エネ開発による生活環境への影響に対する立地地域の住民等の不安が高まっている。

前例・認知度の不足

投融資実績・前例が乏しく、事業リスクを判断する知見・経験が蓄積していない。

【新機構による課題解決への貢献】

リスクマネー供給で民間資金を呼び込む

資金供給に加え、環境配慮や地域共生なども支援

民間金融機関が参照できるトラックレコード（審査実績）を作る。

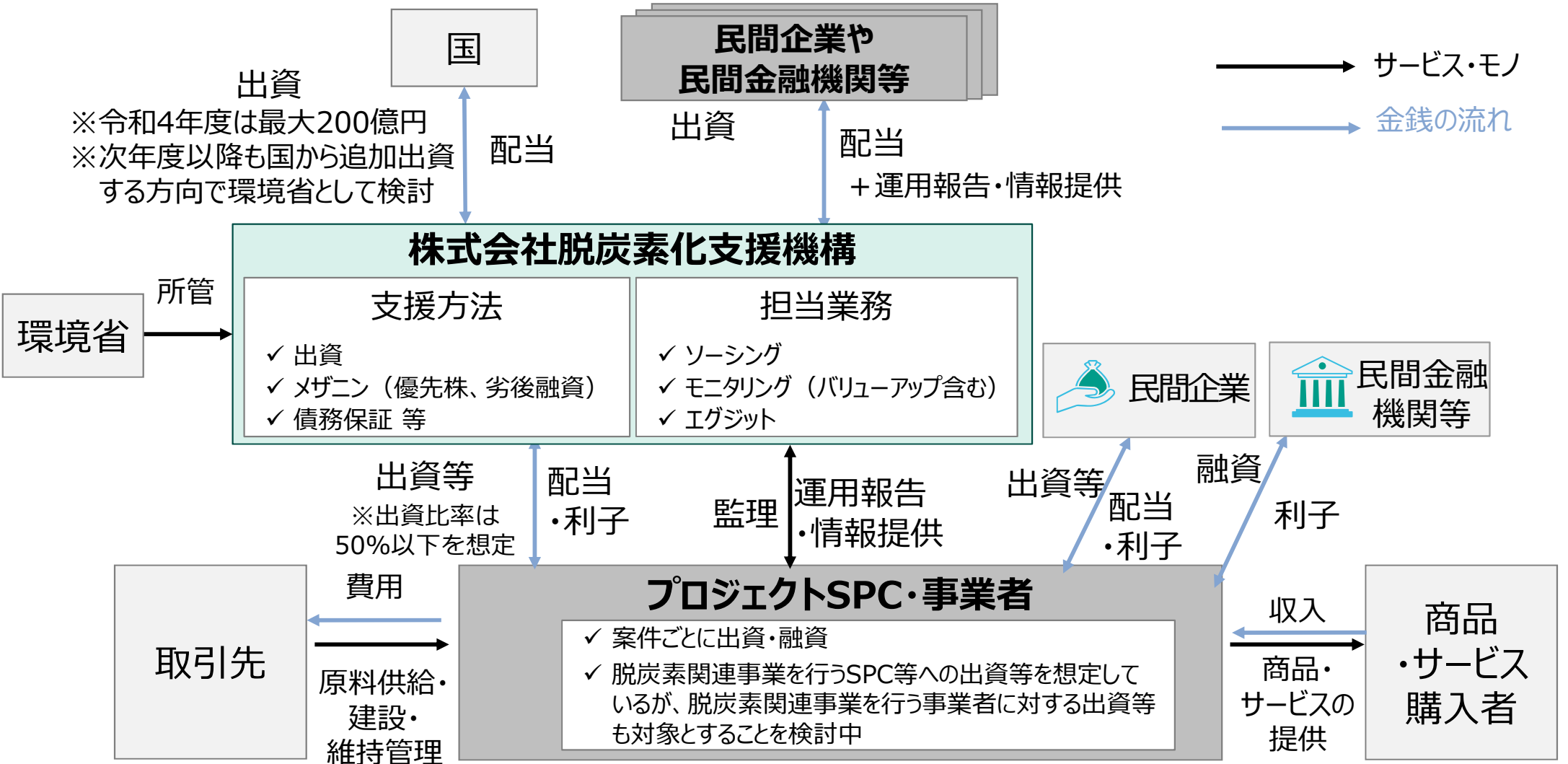
株式会社脱炭素化支援機構の概要



名称	株式会社脱炭素化支援機構
形態	株式会社（環境大臣認可）
資本金	国及び民間企業や民間金融機関等からの出資 ※国は、財政投融資（産業投資）から、令和4年度については最大で200億円の出資が可能（次年度以降も国から追加出資する方向で環境省として検討） ※国の出資比率は2分の1以上。
主たる事業	再エネや省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業に対して投融資を実施
資金供給手法	出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証 等
運営期間	28年（2051年まで）

株式会社脱炭素化支援機構の活動の全体像のイメージ

■ 新会社は脱炭素関連事業を行うSPCや事業者に対して、資金支援等を行う。



株式会社脱炭素化支援機構が行う資金供給・ソフト支援の手法



- 脱炭素関連事業に意欲的に取り組む民間事業者等への複数年度にわたる継続的かつ包括的な資金支援を行うことを予定しています。
- また資金支援に加えて、事業推進に向けたコンサルテーション等のサポートも予定しています。

出資 (エクイティ)

- ✓ 株式、社員持分、匿名組合出資等。
- ✓ 直接出資及び別ファンドへの出資を経由しての間接出資の両方を想定
- ✓ SPC等への出資を想定しているが、事業者に対する出資も検討中。

メザニン

- ✓ 出資（エクイティ）と融資（デット）の中間的性質をもつミドルリスク・ミドルリターンの金融手法。例えば劣後ローン、劣後債、優先株式等の手法が想定される。

債務保証

- ✓ 事業を行う事業者が、債務を履行しない場合に当該債務を履行する責任を負うことにより、債権者の債権を担保。

技術者・専門家の派遣、助言、交渉及び調査、調査及び情報の提供

- ✓ 円滑な脱炭素化事業推進のためのアドバイス
- ✓ 地域住民含めた利害関係者との合意形成・理解の促進をサポート
- ✓ 事業によるCO2削減効果のモニタリング

その他、貸付、基金の拠出、有価証券の取得、債権買取などの機能も具備することを想定しております

新機構の業務内容（資金供給・ソフト支援）

- 脱炭素関連事業に意欲的に取り組む民間事業者等への複数年度にわたる継続的かつ包括的な資金支援を行うことを予定しています。
- また資金支援に加えて、事業推進に向けたコンサルテーション等のサポートも予定しています。

資金供給

出資	<ul style="list-style-type: none">✓ 主としてSPC（特別目的会社）等への直接出資を想定している。✓ 別ファンドへの出資を経由しての間接出資も想定している。
貸付	<ul style="list-style-type: none">✓ ミドルリスク・ミドルリターンの金融手法を用いることを想定。 例：劣後ローン
債務保証	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業を行う事業者が、債務を履行しない場合に当該債務を履行する責任を負うことにより、債権者の債権を担保。

※その他、基金の拠出、有価証券の取得、債権買取などの機能も具備

ソフト支援

人的支援	<ul style="list-style-type: none">✓ 技術者その他の専門家の派遣
助言	<ul style="list-style-type: none">✓ 円滑な事業推進や環境配慮、CO2削減効果のモニタリングなどに関する助言✓ 地域住民含めた利害関係者との合意形成・理解の促進をサポート
調査・情報提供	<ul style="list-style-type: none">✓ 関連する脱炭素技術や市場動向等に関する調査や情報提供

新機構による投資対象分野のイメージ



※新：産投により実施可能となる分野 拡：エネ特でも一部実施可能だが、産投により事業性確保や普及拡大が可能となる分野 既：エネ特でも実施可能な分野

	分類 (※)	分野	想定事業規模
資源循環	1	拡 食品バイオマスの肥料・燃料等への循環利用	約40億円
	2	拡 プラスチックリサイクルのCO2回収・メタネーション	約250億円
	3	新 PET TO PETペットボトルの水平リサイクル	約300億円
	4	新 使用済みプラスチックのケミカルリサイクル	約40億円
森林保全	5	森林保全と木材・エネルギーとしての利用	
	新	(1) 新規植林、再造林、製材等の森林の整備・利用	約7.5億円
	拡	(2) 建設廃材等のバイオマスエネルギー利用	約70億円
裨益再エネ 地域共生	6	既 中小水力発電事業	約74億円
	7	拡 浮体式洋上風力発電事業	約100～200億円
	8	拡 温泉熱等を利用した地熱発電	約25億円
	9	拡 風力発電のプロジェクト管理 (PJM)	約250億円
太陽光発電等 非FITの	10	FIT (固定価格買取制度) を活用しない太陽光発電	
	拡	(1) 大規模な営農型太陽光事業	約120～130億円
	拡	(2) ソーラーカーポート (駐車場の屋根置き太陽光)	約70億円
	拡	(3) 物流施設・業務ビル等のオンサイト太陽光等による脱炭素化	約24～38億円
	拡	(4) 住宅の屋根置きオンサイト太陽光発電	約80億円
	11	既 マイクログリッド等による地域のエネルギー管理	約10～20億円
CCS	12	拡 CCS事業 二酸化炭素回収貯留 (Carbon dioxide Capture and Storage)	約360億円

民間企業や民間金融機関等から提供された情報を基に作成したもの。事業規模は、案件1件あたりの想定設備投資額。

出典：令和3年11月22日 財政制度等審議会 財政投融资分科会財務省理財局説明資料より

上記以外にも多様な事業への支援を想定

環境大臣による支援基準策定と新機構による個別支援決定



機構の資本・財務管理・体制と環境大臣による監督

機構は、環境大臣が策定した支援基準に従い、脱炭素事業や事業ファイナンスに関する自らの専門知識を踏まえ、収益性を前提として脱炭素に貢献する個別事業案件への支援を行うことを決定する。

= 環境大臣等による政策性の確認を前提に、機構は民間目線を活かして機動的に支援を実施。

支援基準

第36条の24

環境大臣が、経産大臣及び事業所管大臣に協議したうえで、支援基準を策定。

<記載する観点の例>

政策的意義、民業補完原則、収益性確保、事業実施に当たっての環境配慮や地域共生

支援決定

第36条の25・26

機構は、環境大臣が定めた支援基準に基づき、事前に環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取した上で、支援を決定する。

脱炭素化委員会

第36条の16~21

支援対象案件及び支援内容、株式の処分等は、取締役（社外取を含む）3～7人からなる脱炭素化委員会が決定する。

国による支援等

第36条の28

環境大臣及び国の行政機関の長の支援等の義務

- ・機構及び対象事業者に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努める。
- ・事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。

脱炭素化支援機構からの資金供給等のニーズ情報の収集について



- 機構の実効的な運営の準備として、機構からの資金供給を受ける資金ニーズの情報を幅広く収集します。**機構から資金供給を受けることに関心のある方は、是非情報提供いただきたく、お願いします。**（留意事項を確認のうえ、下記ページに掲載している様式に記入し、メールでお送りください。）
- **締め切りは特に設定していませんので、設立までの間、随時情報を受け付けます。**ただし、頂いた案件から順に拝見して、設立の準備や検討の参考にさせていただきますので、**可能な限り早期のご提出をお願いします。**
- よろしければ、**御社社内のみならず、関連企業や取引先などにも、資金供給手法の選択肢の一つとして御紹介いただければ、なお幸いです。**

☆情報提供記入様式の掲載場所

https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post_167.html

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-19.html

☆資料提出先メールアドレス zerocarbon-finance@env.go.jp

※資料提出時のメール件名は、次の通りとしてください。

【●●（会社名）】【◎◎（事業略称）】脱炭素化支援機構からの資金供給等のニーズ情報収集について

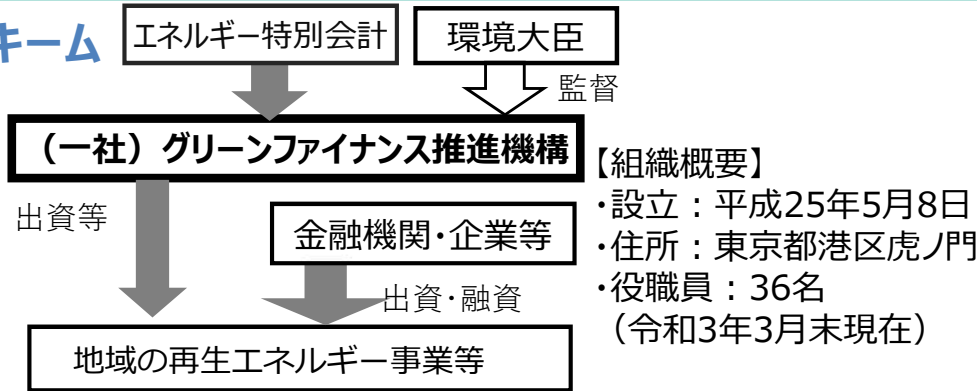
【留意事項】

- **株式会社脱炭素化支援機構は、今後国会で御審議いただく予定の地球温暖化対策推進法改正法案に基づき設立される機関であるため、設立が保証されているものではありません。**
- 環境省において、**機構設立後の実効的な運営の準備の一つとして情報収集を行うものであり、資金供給の事前審査ではなく、予断を与えるものでもありません。**
 - 逆に、回答者に対して、資金供給等を受けることを予め約することを求めるものでもありません。
 - **いただいた情報について、御返信できないことがあります。**あらかじめご了承ください。
- **回答は、情報収集目的のみに使用します。**
 - 回答内容は、環境省担当部局および今後の準備の過程で脱炭素化支援機構の役職員になる予定の方及びPwCアドバイザー合同会社（環境省「令和3年度脱炭素化に資する設備等への投資加速に向けた調査検討委託業務」受託事業者）のみで共有します。
 - 個別案件の内容が特定される形で同意なく外部に公表することはありません。
- **事業構想段階等で、定量的な記載が難しい・記載できない欄がある場合でも、できる限り御記入・御提供いただければ、内容を拝見させていただきますので、そのような場合でも、是非御連絡ください。**

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

- 脱炭素化支援機構は、エネルギー特別会計を財源として、地域の脱炭素事業への資金供給（地域脱炭素投資促進ファンド）を実施しているグリーンファイナンス推進機構の人材・ノウハウを生かして設立します。
- グリーンファイナンス推進機構は、地域の脱炭素化プロジェクトに対して出資を行って民間資金を呼び込むことで、地域の資金循環を拡大、脱炭素社会の実現と地域活性化の両立を目指しています。

■ スキーム

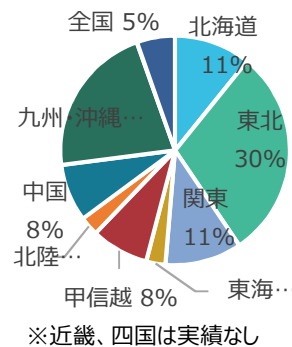


■ 投資実績

- ・出資決定：37件、184億円
- ・誘発された民間資金：1,876億円（呼び水効果：約10倍）
- ・CO2年間削減量：1,277千t（令和3年10月時点）

分野	出資約束額	件数	民間資金（見込）
太陽光	12.6億円	7	141.1億円
風力	105.4億円	11	1,290.0億円
中小水力	23.9億円	5	83.7億円
バイオマス	28.1億円	10	270.6億円
地熱・温泉熱	2.1億円	1	13.7億円
複数種等	11.9億円	3	76.8億円
合計	184.0億円	37	1,875.7億円

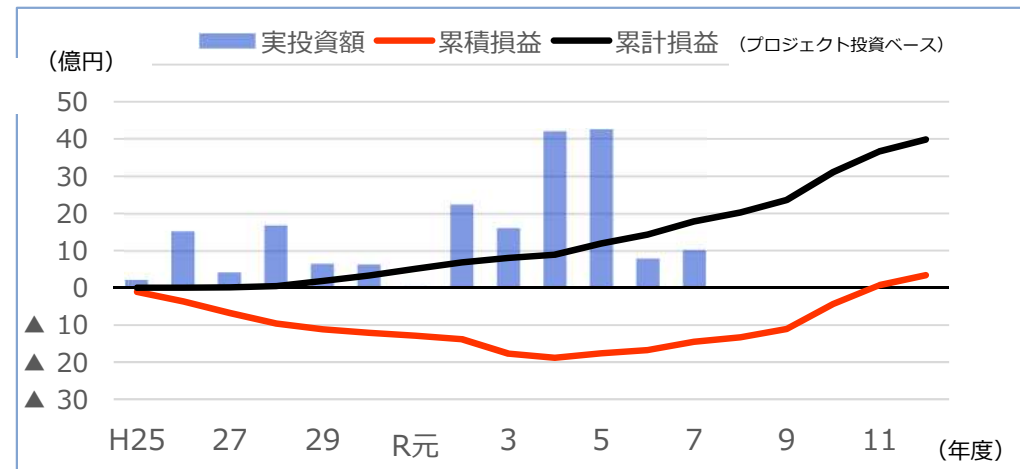
（参考）地域別構成比（件数）



■ 投資案件での収益性

- ✓ 出資実績37件についていずれも毀損は生じていない。
- ✓ これまでに9件がExitに至っており、投資倍率は1.05～1.44倍（平均1.25倍）。
- ✓ 令和2年度末時点で▲14億円の累積損失が計上されているが、プロジェクト投資ベースでは黒字を確保。

（参考）現行GFの実投資額と累積損益の推移



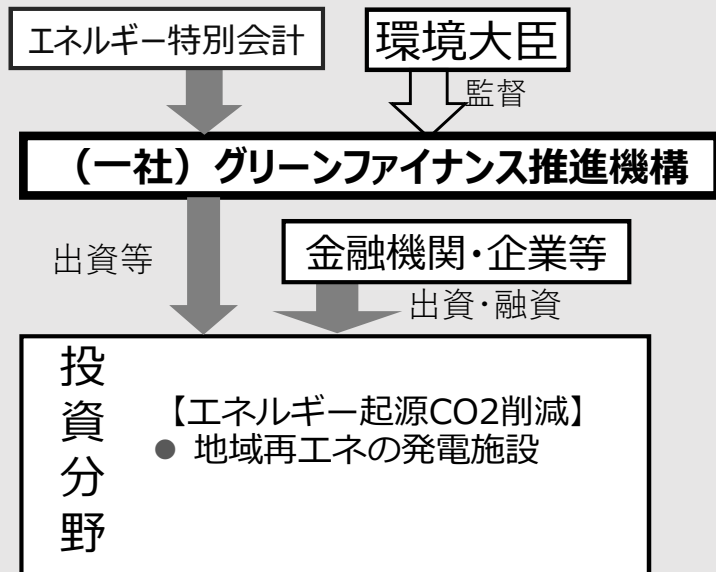
※上記グラフのR4～の投資額は、新規の出資見込みではなく、すでに出資決定した案件への実際の払い込み額の見込み。

現行グリーンファイナンス推進機構からの移行・拡充のイメージ

- エネルギー対策特別会計から財政投融資への実質的な財源変更により、投資対象分野等を拡大しつつ、民間出資も含む資本増強により民間目線のガバナンスのもとで、投資規模も拡大します。
- 新機構設立にあたり、現機構から体制等を全面的に移行した上で、所要の人材を拡充します。
- 現機構は、新機構設立後、資金供給活動は行わない予定です。（既存の出資案件の株式等を順次処分したうえで、解散・廃止する予定です。）

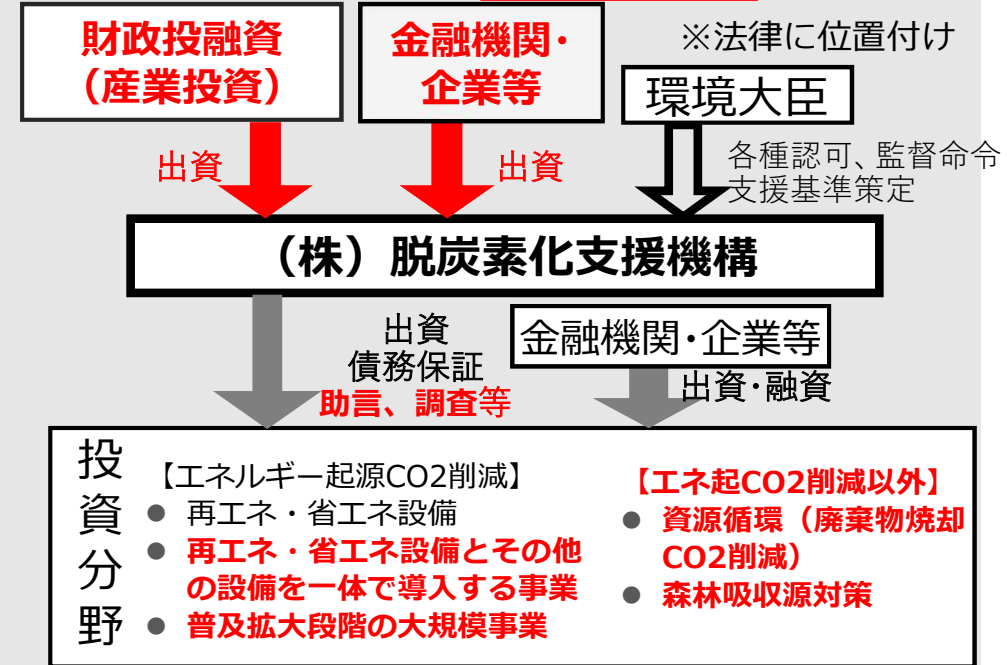
地域脱炭素投資促進ファンド (令和3年度工ネ特予算48億円)

※法律に位置付けられていない



体制等を全面的に移行・拡充

財投を活用した新たな出資制度 (令和4年度財投200億円)



(参考) 地域脱炭素ロードマップ

令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定



■ 今後の5年間に政策を総動員し、**人材・技術・情報・資金を積極支援**

- ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
- ② **全国で、重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）

2020

2025

2030

5年間の集中期間に政策総動員

脱炭素先行地域づくり

- ・民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。
- ・IoT等活用し、取組進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保。

重点対策

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

全国で多くの脱炭素ドミノ

2050年を待たずに

脱炭素で強靱な活力ある地域社会を全国で実現

ロードマップの実践のための今後と取組

- 地球温暖化対策計画、長期戦略等に反映し、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践
- 地球温暖化対策計画の進捗管理の一環として継続的に実施
- 国と地方が様々な場を通じて継続的な意見交換

★基盤的施策

- ① 継続的・包括的支援
- ② ライフスタイルイノベーション
- ③ 制度改革

(参考) 脱炭素ポータルや環境省HPでの情報発信



- 環境省ホームページ等で情報発信を行っています。
- 今後、随時更新していきますので、ぜひ御覧ください。

◆ 新たな脱炭素出資制度の創設による民間投資の促進について (環境省ウェブサイト)

https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post_167.html

(脱炭素ポータル)

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-19.html

◆ 令和4年度財政投融资計画 (財務省ウェブサイト)

<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2022/20211224.html>

<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2022/r04seifuan/zt001.pdf>

(10ページに新機構の説明があります)

【その他の関連参考情報】

◆ 脱炭素に関する具体的な取組

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/road-to-carbon-neutral/#to-spec

◆ 令和4年度環境省重点

http://www.env.go.jp/guide/budget/r04/4_1.html

◆ 脱炭素先行地域募集要領 (第1回) ガイドブックの公表について

<https://www.env.go.jp/press/110359.html>



【連絡先】

環境省 地域脱炭素政策調整官室

メール：zerocarbon-finance@env.go.jp